

横浜市福祉関連施設における社会福祉系学生の実習実施要綱

制 定 平成18年12月1日 健福第1008号（局長決裁）

最近改正 令和3年3月26日 健福第1458号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、各区の福祉保健センター等で実施する社会福祉士等の資格取得を目的とした実習について必要な事項を定め、もって将来の社会福祉を担う人材の育成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) こども青少年局所管施設 横浜市児童養護施設条例（昭和23年条例第63号）第1条に規定する児童養護施設、横浜市母子生活支援施設条例（昭和25年条例第15号）第1条に規定する母子生活支援施設、横浜市保育所条例（昭和26年条例第7号）別表第1に規定する保育所、横浜市児童相談所条例（昭和31年条例第42号）第1条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）、横浜市児童自立支援施設条例（昭和33年条例第23号）第1条に規定する児童自立支援施設及び横浜市青少年相談センター条例（昭和38年条例第20号）第1条に規定する横浜市青少年相談センター
- (2) 健康福祉局所管施設 横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年条例第38号）別表に規定する福祉保健センター（以下「福祉保健センター」という。）及び横浜市知的障害者生活介護型施設条例（平成15年条例第16号）別表に規定する知的障害者生活介護型施設のうち横浜市松風学園（以下「松風学園」という。）
- (3) 福祉関連施設 こども青少年局所管施設及び健康福祉局所管施設
- (4) 養成施設等 保育士、看護師、社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士、訪問介護員、精神保健福祉士及び公認心理師を養成する施設、学校及び機関
- (5) 実習 保育士、社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士、訪問介護員、精神保健福祉士及び公認心理師の資格を取得するために必要となる福祉関連施設で実施する実習並びに看護師の資格を取得するために必要となる保育所で実施する実習
- (6) 実習生 保育士、看護師、社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士、訪問介護員、精神保健福祉士及び公認心理師の資格取得を目的に福祉関連施設で実習を履修する養成施設等に在籍する学生

（手続）

第3条 実習の実施を希望する養成施設等の長（以下「依頼者」という。）は、福祉関連施設の施設長（以下「施設長」という。）に対して、実習開始の2か月前までに、横浜市福祉関連施設実習実施依頼書（第1号様式、以下「依頼書」という。）を用いて依頼しなければならない。

2 施設長は、前項に規定する依頼があったときは、次の各号に定める事項を審査し、実習実施の可否を決定して、横浜市立福祉関連施設実習決定通知書（第2号様式、以下「通知書」という。）により依頼者に通知する。

- (1) 実習の目的及び内容等が福祉関連施設で実施することが適当であると認められるものであること。
- (2) 実習を受け入れることにより、福祉関連施設の運営に支障が生じないこと。

- 3 訪問介護員の資格取得を目的とした実習については、依頼者は前2項の規定にかかわらず健康福祉局長に実習の実施を依頼することができる。この場合において、健康福祉局長は施設長と協議のうえ実習実施の可否を決定して、通知書により依頼者に通知する。
- 4 施設長は、実習の実施を決定したときは、依頼者と横浜市福祉関連施設の実習受入れに関する協定書（第3号様式、以下「協定書」という。）により、実習の実施に関する必要事項について協定を締結するものとする。

（実習生の義務）

- 第4条 実習生は、横浜市（以下「市」という。）の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- 2 実習生は、実習を通して知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。
 - 3 実習生は、実習期間中は市職員の指示に従い、実習に専念しなければならない。

（提出書類）

- 第5条 実習生は、誓約書（第4号様式）を施設長に提出しなければならない。
- 2 誓約書は、原則として実習の初日に提出するものとする。

（実習の中止）

- 第6条 施設長は、実習生が第4条の規定に違反し、又は実習生としてふさわしくない行為があった場合は、実習を中止することができる。この場合、養成施設等にその旨通知するものとする。

（実習に関する協力同意）

- 第7条 実習生が、訪問、面接等の各種事業を行う際には、施設長は対象者・家族等に対して十分な説明を行い、あらかじめ協力同意を求めるものとする。
- 2 前項の協力同意は、口頭又は同意書（第5号様式）の提出によるものとする。なお、口頭による同意を得た場合は、実習現場に同席した福祉関連施設の職員がその旨記録しておかなければならない。

（損害の負担）

- 第8条 実習期間内において、実習生が故意又は過失により市または第三者に損害を生じさせた場合は、実習生、養成施設等はそれぞれの過失に応じて、その損害を賠償しなければならない。

（実習期間）

- 第9条 実習期間は、福祉関連施設の状況や実習の内容によって決定する。ただし、別表1に掲げる施設においては、社会福祉士の学生実習受入期間を、実習生一人につき24日かつ180時間以内を基本とする。

（費用徴収）

- 第10条 こども青少年局所管施設及び健康福祉局所管施設で実施する実習については、実習生が所属する養成施設等から実習の受入に要する経費として、実習生一人につき、一日あたり1,000円に実習日数を乗じた額を徴収する。

- 2 前項に規定する実習の受入に要する経費は、こども青少年局所管施設で実施する実習についてはこども青少年局長、健康福祉局所管施設で実施する実習については健康福祉局長が徴収する。
- 3 実習場所を移動するための交通費、実習に要する材料費等は、別途実習生の実費負担とする。
- 4 その他、費用の徴収にかかる必要事項は、協定書に定める。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、実習に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 第10条第1項の規定のうち、横浜市松風学園に係る規定は平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

こども青少年局所管施設	横浜市児童相談所条例（昭和31年条例第42号）第1条に規定する児童相談所
健康福祉局所管施設	横浜市保健所及び福祉保健センター条例（平成13年条例第38号）別表（第3条第3項）に規定する福祉保健センター
	横浜市知的障害者生活介護型施設条例（平成15年条例第16号）別表に規定する知的障害者生活介護型施設のうち横浜市松風学園